

いしのまき

災害臨時号 第9号
平成23年7月15日発行



▲旧市役所庁舎(旧議会棟)での展示の様子

思い出の品、 ひとりひとりの宝物

現在、各種団体の皆さまの協力により、一日でも早く持ち主のお手元に戻すことができるように思い出の品を整理し、泥だらけの写真はていねいに洗浄して、一時保管しています。

(展示会の日程等は、7ページをご覧ください。)

◆◆◆主な内容◆◆◆

- 災害義援金の配分・・・・・・・・・・ P 2～3
- 応急仮設住宅・・・・・・・・・・ P 4
- 埋火葬費用の給付申請受付・・・・・・・・ P 5
- 児童扶養手当・・・・・・・・・・ P 6
- 健康・・・・・・・・・・ P 7
- 石巻市中小企業融資制度・・・・・・・・ P 8



▲ボランティアの方々による修復作業の様子

東日本大震災被災状況(7月2日現在)
 死者 3,127人 行方不明 2,770人
 避難者数 4,876人 避難所数 80カ所

参考(平成23年2月末現在)
人口162,822人 世帯60,928世帯

災害義援金

義援金の申請にあたって

※人的被害について、『災害弔慰金』の手続きをした方は、その情報をもって義援金の支給処理を進めますので申請は不要です。

※住家被害について、り災証明書で住家の全壊または大規模半壊の判定を受け、『被災者生活再建支援金』の手続きをした方は、その情報をもって義援金の支給処理を進めますので申請は不要です。

『り災証明書（非居宅用）』では義援金の対象にはなりません。

義援金の金額および配分対象が拡充されました。

- ①国および宮城県の義援金に第2次配分として上乘せが行われました。
- ②配偶者のない女子（または男子）が児童を扶養している次の世帯（他に家族がいる場合を含む）
 - ・震災により半壊以上の住家被害を受けた震災時に母子（または父子）世帯であった方
 - ・震災に起因する理由により配偶者が死亡し、母子（または父子）世帯となった方（児童とは、平成4年4月2日から平成23年3月11日までに生まれた方）
- ③大規模半壊以上の被害を受けた高齢者施設および障害者施設に入所していた方

義援金の申請対象者が拡大されました。

・死亡者・行方不明者の配偶者、子、父母、孫および祖父母がいない場合、死亡者・行方不明者の法定相続人に、法定相続人がいない場合は葬祭を執り行った親族となります。

義援金の支給

義援金の支給は、これまで国の第1次配分を先行して行ってきましたが、6月末時点で約8割の支給を終えています。宮城県および石巻市の配分についても7月下旬から順次、支給を開始します。

義援金の配分対象および金額

区 分	国			宮城県			石巻市	計	
	第1次	第2次	計	第1次	第2次	計	第1次		
人的被害 (1人当たり)	死亡者・行方不明者	35	50	85	15	—	15	1.5	101.5
	災害障害見舞金対象者	—	—	—	10	—	10	1	11
住家被害 (1戸当たり)	全壊	35	50	85	10	5	15	1	101
	大規模半壊	18	47	65	7	3	10	1	76
	半壊（大規模半壊除く）	18	27	45	2	3	5	1	51
その他	震災孤児（1人当たり）	—	—	—	50	—	50	5	55
	母子・父子世帯（1世帯当たり）	—	—	—	—	20	20	—	20
	高齢者施設・障害者施設入所者 （1人当たり）	—	—	—	—	10	10	—	10

牡鹿半島の再生・復興に向けて

市では、東北大学等との連携・協力により、牡鹿半島のそれぞれの浜の方々の「集落再生に向けた意見など」を伺い、市の復興計画への提案（浜ごとの模型やデザイン）をまとめていきます。

7月20日（水）から各浜に、大学の研究室（教職員）が訪問し、ご意見を伺いますのでよろしくお願ひします。

なお、各浜（集会所等）での提案発表は、7月23日（土）を予定しています。

☎アーキエイド（東日本大震災における建築家による復興支援ネットワーク） ☎022-305-3610
共催 市復興対策室、牡鹿総合支所、荻浜支所

石巻市震災復興基本計画策定に関してのご提案

5月16日から6月30日まで、多数の市民の方々や企業ならびに全国の方々から、さまざまなアイデアやご意見をいただき、誠にありがとうございました。

今回、ご提案をいただいた内容につきましては、今後、基本計画書を作成する過程において参考とさせていただき、夢や希望のもてる新しい本市の基礎となる計画書を検討していきたいと考えています。

なお、今回のご提案については、防災対策をはじめ、まちづくり、産業、福祉と多岐にわたる内容であり、総数172件ほどお寄せいただきましたので、その項目等については、後日、ホームページ等で紹介します。

☎復興対策室（内線4042）

◆災害義援金配分対象等

区分	対象者（対象世帯）	必要書類等
人的被害	①死亡者・行方不明者の遺族（配偶者、子、父母、孫、祖父母の範囲） ②上記①の者がいない場合は法定相続人 ③上記①～②に該当する者がいない場合は葬祭を執り行った親族 ※②、③は申請が必要です。 ※災害障害見舞金対象者の申請は不要です。	①死亡診断書（検案書）等の写し ②戸籍謄本（死亡者との関係がわかるもの） ③死亡者・行方不明者の法定相続人がなく、親族が葬祭を執り行った場合はその領収書等 ④支給対象者の通帳の写し（金融機関名、支店名、預金種別、名義人、口座番号のわかるもの）
住家被害	①住家の世帯主 ②世帯員全員が死亡している場合は、その遺族（配偶者、子、父母、孫、祖父母の範囲） ③上記①～②に該当する者がいない場合は世帯主の法定相続人 ④上記①～③に該当する者がいない場合は、世帯主の葬祭を執り行った親族 ※②、③、④は申請が必要です。	り災証明で半壊の判定を受けた方は ①り災証明書 ②支給対象者の通帳の写し（金融機関名、支店名、預金種別、名義人、口座番号のわかるもの） ※遺族が請求する場合は上記の他に『人的被害』と同様の書類も添付願います。 ※全壊、大規模半壊の判定を受けた方は『被災者生活再建支援制度』の手続きをお願いします。
震災孤児	①震災により父母の両方が死亡した児童 ②父母の一方がいなかった児童で、震災により父または母が死亡した児童 ※申請が必要です。 ※児童とは、平成4年4月2日から平成23年3月11日までに生まれた方	①死亡診断書（検案書）等の写し ②戸籍謄本（親と子の関係がわかるもの） ③支給対象者の通帳の写し（金融機関名、支店名、預金種別、名義人、口座番号のわかるもの） ④親戚など保護者等がいる場合はそれを証明するもの（未成年後見人の審判書等）
母子・父子世帯	配偶者のない女子（または男子）が児童を扶養している次の世帯（他に家族がいる場合を含む） ①震災により半壊以上の住家被害を受けた震災時に母子（または父子）世帯であったもの ②震災に起因する理由により配偶者が死亡し、母子（または父子）世帯となったもの ※申請が必要です。※児童とは、平成4年4月2日から平成23年3月11日までに生まれた方	①り災証明書 ②戸籍謄本（親と子の関係がわかるもの） ③支給対象者の通帳の写し（金融機関名、支店名、預金種別、名義人、口座番号のわかるもの） 配偶者が死亡した方は、 ④死亡診断書（検案書）等の写し
高齢者施設・障害者施設入所者	震災により大規模半壊以上の被害を受けた高齢者および障害者施設に入所していた方（震災による死亡・行方不明者を除く） ※申請が必要です。	①り災証明書（入所施設のもの） ②施設に入所していた事実が確認できる書類 ③支給対象者の通帳の写し（金融機関名、支店名、預金種別、名義人、口座番号のわかるもの）
受付場所	市役所3階多目的ホール 河北総合支所 河南総合支所 桃生総合支所 牡鹿総合支所	
受付時間	午前9時～午後4時30分 問 福祉総務課（内線2458・2459）	

就学援助制度

家庭の経済的な理由により、就学が困難と認められる児童生徒の保護者に対して、学用品や学校給食費などの就学に必要な経費の一部を援助する制度があります。

家庭の経済的な理由とは、保護者の職業不安定で所得が著しく低い、または家計の中心となる方が疾病、急死など特別な事情があり経済的に困りな方となります。

なお、今回の災害により家屋が損壊（判定基準：半壊以上）、または主たる生計維持者の死亡により家計が急変したなど、生活が困窮している方も対象となります。

この制度は、保護者が支払ったすべての費用を補てんするものではありません。

また、学校徴収金等を免除する制度ではありませんので、学校徴収金等は保護者の責任において指定期限までにお支払いください。

なお、申請手続きなど詳しい内容についてはお問い合わせください。

問 教育総務課（内線5018）・各小中学校

応急仮設住宅の建設計画 ★ 新規申込受付および地区変更は、6月25日付けで終了しました。

◎今回の抽選対象は下記のとおりです。なお、設計上戸数に若干の変更がありますので、ご了承ください。
 ※印の建設地においては、全て2DKタイプとなることから、1人世帯の方にも2DKを提供し、4人以上の世帯の方については、2DKを2戸提供します。ただし、家電等は1セットのみの提供となりますので、ご了承ください。

地区	建設地	入居可能世帯数				完成予定	抽選予定日	抽選対象地区
		合計	1DK (1人用)	2DK (2~3人用)	3K (4人以上用)			
本庁	新栄一丁目地区	34	7	20	7	7月 下旬	7月19日	旧市内東部
	日本製紙社有地	38	6	23	9			旧市内西部
	市営向陽町住宅	59	3	5	51			旧市内西部
	南境道路用地	21	3	10	8	7月 中旬	7月19日	旧市内東部
	トゥモロービジネスタウン	150	19	89	42	7月 下旬		旧市内東部
	小竹コミュニティセンター	6	2	4	0	7月 中旬	7月22日	その地区に居 住されている 方
	袖ノ浜地区	14	2	8	4			
	東浜中学校跡地	17	1	10	6			
	家ノ入地区(荻浜)	14	0	12	2	7月 下旬	7月22日	その地区に居 住されている 方
西山地区(侍浜)	5	0	4	1				
河南	須江糠塚地区	37	4	24	9	7月 中旬	7月19日	河南地区
	※旭化成東光パワーデバイス社有地	154	31	77	46	7月 下旬		
	新田地区	15	1	9	5			
	役場前地区	35	4	22	9			
	町北地区	52	9	33	10			
	遊楽館(Aゾーン)	155	未定	未定	未定			
河北	大森地区	450	58	269	123	7月 中旬	7月19日	河北地区
雄勝	雄勝峠崎自然公園駐車場	15	4	8	3	7月 中旬	7月19日	雄勝地区
北上	にっこりサンパーク②	31	未定	未定	未定	7月 中旬	7月19日	北上地区
牡鹿	給分浜地区	61	7	29	25	7月 中旬	7月19日	牡鹿地区
	赤島地区	25	未定	未定	未定	7月 下旬	7月26日	
	大宝地区	28	未定	未定	未定			
	十八成浜地区	27	10	15	2			
	羽黒下地区	37	未定	未定	未定			
	小網倉地区	38	4	25	9			
	大原地区	23	11	10	2			

注) 市営向陽町住宅においては、次の条件となります。

①駐車場なし ②和式トイレ(汲み取り) ③バリアフリーとなっておりません。(室内・室外)

④ペットの禁止 ⑤洗濯機は浴室内設置 ⑥町内会費の負担あり

◆旧市内抽選対象地区

【東部地区】：湊・鹿妻・渡波・稲井・荻浜・田代地区および当該地区に地区変更された方

【西部地区】：上記「東部地区」以外の地区および当該地区に地区変更された方

今後の建設予定

石巻運動公園、青葉西民有地、新成民有地、鹿立民有地、折浜、トゥモロービジネスタウン、和瀨民有地、曾波神前民有地、河南広瀨民有地、追波川河川運動公園、桃生山居ゲートボール場、雄勝森林公園、鮎川地区、寄磯地区

抽 選 抽選方法 公開抽選 【本庁分】市役所5階「市民サロン」午前10時30分～ 【総合支所分】各総合支所 午前10時30分～
 その他

- ・抽選時における、避難所または避難所以外の方としての優先適用はしていません。
- ・『住宅の応急修理制度』および『民間賃貸住宅の応急仮設住宅への切り替え制度』をご利用される方は、上記抽選での応急仮設住宅へは入居できません。
- ・今後、抽選対象地区において、建築戸数が希望世帯数に満たない場合は、確定した建築戸数の抽選が終了次第、抽選対象地区を変更して抽選しますので、ご了承ください。

☎ 建築課 (内線 5668)

震災で亡くなられた方の埋火葬費用の給付申請の受け付けを開始します

震災で亡くなられた方の埋火葬の費用について、災害救助法が適用されることから、埋火葬にかかる費用の一部が給付されます。

ご遺族を対象として給付申請の受け付けを開始します。

給付申請ができる方

・震災により亡くなられた石巻市民のご遺族。ただし、生活保護法による葬祭扶助を受け埋火葬を行っている場合を除きます。

給付対象となる経費

- ①棺（一式）、骨箱・骨壺。ただし、遺体安置所において無料で支給された場合を除きます。
- ②火葬費用
- ③遺体搬送費用
- ④遺体保管費用（ドライアイス代、安置室保管料等）

※ご遺族等により執り行われる葬儀に係る式典等の費用は対象になりませんのでご了承ください。

受付開始日および申請先 7月19日（火）から郵送または窓口で受け付けます。

送付先 〒986-8501 石巻市穀町14番1号 石巻市生活環境部環境課 環境総務グループ

申請窓口 市役所3階 環境課

※申請書は該当するご遺族へ随時郵送するとともに、申請窓口においても配布します。

☎・問 環境課（内線3366・3369）

ご遺体が発見されていない方の死亡届を受け付けします

震災で被災された方で、ご遺体が発見されていない方について、死亡届を提出することができるようになりました。

ご用意いただく書類

「死亡届書」（受付窓口にて交付）と届け出る方の「印鑑」のほか、以下の書類をご用意ください。

- ①届出人の「申述書」 ※「申述書」の様式は、各受付場所の窓口で交付しているほか、法務省のホームページからダウンロードできます。
- ②事件本人の被災の状況を現認した者、また、事件本人の被災直前の状況を目撃した者等の「申述書」
- ③事件本人が災害の発生時、被災地域にいたことを強く推測させる客観的資料（在勤・在学証明書等）
- ④警察等からの事件本人の行方が判明していない旨の公的機関の証明書または報告書
- ⑤その他参考となる書面

※①は届出をする際、最低限必要となります。

②から⑤までの書類についても可能な限りご用意ください。（※書類が多いほど受理決定されやすくなります）

①のみの場合、申述書の内容によって結果として認定するに足りないとして不受理となるおそれがあります。

これらの書類や被災状況等を勘案した結果、強く死亡したことが推測されると住民票や戸籍に死亡の記載がされますが、審査や戸籍等の記載に2～3週間程度時間を要し、この間は事件本人の戸籍や住民票は取得できなくなりますのでご理解ください。

なお、死亡届が受理（戸籍に記載される）されると、相続が発生し、あらゆる法律関係を整理必要が生じますので、死亡届を提出するにあたりましては、親族等関係者と十分に相談してください。

不受理となった場合には、家庭裁判所に対する不服申し立てができます。仮に家庭裁判所において却下された場合であっても、災害から一年後に家庭裁判所への危難失踪宣告の申し立てができます。

受付場所 市役所2階市民課・河北・河南・桃生・牡鹿総合支所市民生活課、渡波支所、蛇田支所

受付時間 平日 午前9時～午後5時

☎ 市民課（内線2313・2314）

労働保険料等の免除の特例

震災により被災された事業主の方は、一定の要件に該当する場合に労働保険料等の免除を受けることができます。

免除の要件

- ・震災により損壊等の被害が生じる等により休業または事業活動を縮小していること
- ・震災発生前の直近の賃金支払月の労働者一人当たりの賃金額と比べて、労働者一人当たりの1カ月間の賃金額が2分の1未満になっていること

☎ 宮城労働局労働保険徴収課

☎ 022-299-8842

石巻労働基準監督署 ☎ 22-3365

NHK放送受信料の免除

NHK（日本放送協会）では、被害を受けた建物の放送受信料について、申請により次の期間免除しています。

免除対象 東日本大震災で半壊、半焼または床上浸水以上程度の被害を受けた建物の放送受信契約

免除期間 3月から8月までの6カ月分

申請方法 り災証明の写しを郵送してください。

※すでに申請済みの方、もしくはNHKより免除の通知が届いた方はあらためて申請する必要はありません。

※3月分以降の受信料をすでに支払い済みの方は、支払い済みの期間を6カ月間繰り下げさせていただきます。

☎・問 〒980-8435 仙台市青葉区錦町一丁目11-1

NHK仙台放送局営業推進部 ☎ 022-211-1042

児童扶養手当を受給されている皆さまへ 児童扶養手当受給者および対象児童の状況調査にご協力をお願いします

児童扶養手当8月期の定期支払ならびに平成23年度現況届の実施に向けて、現在、安否確認・居住地確認等の個別調査を実施しています。

受給者の方には、すでに調査票を送付していますので、期日までに回答および各届出等をお願いします。

なお、回答はがきの返信および各種届出がない場合は、8月支払い分(4月～7月分)の手当の振り込みについては、保留となりますのでご了承ください。また、受給者で調査票等がお手元に届いていない場合は、至急ご連絡願います。

返信期日 7月22日(金)当日の消印分までを8月期の支払い対象とします。ただし、各種届出が必要な方は、手続き完了後にお支払いします。 **問** 子育て支援課(内線2512・2513)・各総合支所保健福祉課

在宅障害者等社会参加促進助成券(タクシーと自動車燃料費共通助成券)

例年4月に交付を行っている在宅障害者等社会参加促進助成券について、震災の影響により実施を見合わせていましたが、対象者への通知を7月初旬に郵送しました。

なお、避難所等に避難され、郵便の転送手続き等をしていないために通知がお手元に届かない方は、ご連絡願います。

交付対象要件 身障1、2級および3級(肢体不自由、在宅酸素療法者のみ)、療育A、精神1級、いずれかの手帳を所持しており、平成22年度市民税本人非課税の方

郵送の内容 ①平成22年度に交付を受けた方へは助成券を送付しています。
②新たに手帳を取得した方など、平成22年度に交付を受けていない方へは申請書を送付しています。

問 障害福祉課(内線2473・2474・2475)

東北防衛局からのお知らせ

震災により、松島飛行場の第一種区域内(※1)に住宅が所在し、引き続き居住を予定する方で、住宅防音工事で設置した冷暖房機、暖房機等および防音建具(外部防音サッシ)が被災し、破損や故障などしている場合、設置経過年数にかかわらず機能復旧工事の助成の対象とします。

申請方法 機能復旧工事を希望する方は、「住宅防音工事希望届(※2)」に必要事項を記入し、平成24年3月30日(金)まで東北防衛局に提出してください。なお、希望数および予算状況により、次年度以降の実施となる場合がありますのでご了承ください。また、工事は移転計画が無く建替を予定されていない方から助成することとしています。

詳しくは、東北防衛局までお問い合わせください。

対象地区 門脇字明神、字元明神、字捨喰、字元捨喰、字浦屋敷、字中島、字鷺塚、字下鷺塚、中浦2丁目、中屋敷1丁目、新館2丁目、三ツ股4丁目、重吉町、中島町、西浜町、門脇字元浦屋敷の一部、新館1丁目の一部、新館3丁目の一部、三ツ股3丁目の一部、三河町の一部、潮見町の一部

(※2) 「住宅防音工事希望届」は、東北防衛局ホームページに掲載、東北防衛局(ご連絡いただければ希望届を郵送可能)石巻市役所環境課にも備えています。

○石巻市役所に窓口を開設します ～東北防衛局職員が常駐し受付などの対応をします～

と き 7月15日(金)から当分の間(7月15日(金)から22日(金)、以降週2～3日程度、ただし土日・祝日除く)
午前10時～午後5時

と ころ 市役所3階環境課

問・問 東北防衛局企画部防音対策課住宅防音係 ☎022-297-8216 ☎983-0842 仙台市宮城野区五輪1丁目3番15号

「こどもおうえんキャラバン in 石巻市」

(フジテレビの社会貢献活動)

ガチャピンとムックの登場に、子どもたちは大喜び!!

6月23日(木) 石巻保育所・石巻市中央児童館

24日(金) 飯野川保育所・吉浜保育所



▲石巻保育所



▲人気キャラクターのガチャピン・ムックに詩を読んでもらいました!!



▲石巻市中央児童館

国民健康保険特定健康診査および後期高齢者健康診査

特定健康診査および後期高齢者健康診査を下記のとおり実施します。

40歳から74歳までの石巻市国民健康保険加入者の方には、受診票を送付します。

後期高齢者医療制度加入者の方には、先に申し込みされた方に受診票を送付します。

★各地区の受診日までに受診票が届かない場合、また、被災により避難所や仮設住宅等に居住しているため当該地区で受診できない場合はご連絡ください。

★「協会けんぽ、健保組合、共済組合等の被扶養者」の方の詳細については、加入保険者へお問い合わせください。

	地区	実施日程	会場
個別健診	旧石巻	8月3日(水)～12月21日(水) (地区ごとに6期に分けてご案内します)	石巻市医師会特定健診実施医療機関
集団健診	牡鹿	8月7日(日)～10日(水)	清優館
	桃生	8月23日(火)～28日(日)	桃生公民館
	網地島	9月10日(土)	網小医院
	河北	9月15日(木)～30日(金)	河北総合センター、地区集会所
	荻浜	10月1日(土)～2日(日)	荻浜中学校体育館
	雄勝	10月17日(月)～20日(木)	大須小学校等
	河南	10月19日(水)～11月8日(火)	河南母子健康センター、地区集会所
	北上	10月21日(金)～23日(日)	相川子育て支援センター等

※地区によっては、他のがん検診等も同時実施しています。

問 保険年金課（内線 2334）・健康推進課（内線 2414）・各総合支所保健福祉課

震災により他の市区町村へ避難している市の健(検)診および予防接種の対象者の方へ

市の健(検)診および予防接種の対象者で、下記に該当する方は、避難先の市区町村において自己負担により健(検)診および予防接種を受けた場合に、その費用を助成します。

- ①住家の全半壊、全半焼またはこれに準ずる被災をした世帯の方
- ②主たる生計維持者が死亡または重篤な傷病を負った世帯の方
- ③主たる生計維持者の行方が不明である世帯の方
- ④主たる生計維持者が業務を廃止または休止した世帯の方
- ⑤主たる生計維持者が失職し、現在収入がない世帯の方
- ⑥原発の事故に伴い、政府の避難指示、計画的避難区域及び緊急時避難準備区域に関する指示の対象となっている方

申請に必要なもの 領収証、印鑑および預金通帳、予防接種の場合は母子手帳または接種済証

※助成額には上限があります。

※市が実施する健(検)診および予防接種と同様の内容で受けた場合に限りです。胃および大腸の内視鏡検査等は該当しません。

※特定健診については保険年金課または、加入保険者にお問い合わせください。

問 健康推進課（内線 2413）・各総合支所保健福祉課

思い出の品物(津波による流出物)の展示

思い出の品物(津波による流出物)の展示を行っています。心当たりのある思い出の品物がありましたら、スタッフに申し出てください。なお、金庫・現金・通帳等は遺失物として警察署での扱いとなっています。

地区	本庁(旧石巻市)	河北	雄勝	北上	牡鹿
ところ	旧石巻市庁舎 (旧議会棟)	福地体育研修 センター	雄勝総合支所仮庁舎 (雄心苑敷地内)	にっこりサンパーク	牡鹿公民館
期間	当分の間				
時間	午前10時～ 午後3時	午前9時～ 午後4時	午前9時～ 午後4時	午前10時～ 午後3時	午前10時～ 午後4時
展示物	写真・アルバム、位牌など ※金庫・現金・通帳等は、遺失物として警察署での扱いとなっています。				

※本庁地区(旧石巻市)は、2週間ごとに展示物の入れ替えを行っています。(7月12日・26日、8月9日・23日)

問 防災対策課（内線 4153）

「災害復興住宅融資」相談会〔石巻〕

住宅金融支援機構（旧「住宅金融公庫」）では、政府の補正予算により、震災により被害を受けられた方が、被災住宅を再建・補修するための災害復興住宅融資について制度の拡充（建設・購入の場合：当初5年間金利0%等）を実施しています。

被災された皆さまの一日も早い復興のお役に立てるよう、災害復興住宅融資について、住宅金融支援機構の職員が分かりやすく説明させていただきますので、どうぞ、お気軽にご相談ください。

と き 7月12日（火）・19日（火）・26日（火）・8月2日（火）
午前10時～午後3時（正午～午後1時除く） ※相談は1組1時間以内

と ころ 明治安田生命 石巻第二ビル 3階研修室（石巻市穀町11-24）

参加費無料

定 員 各日9組（先着順） ※予約が必要になります。

※駐車場はございませんので、近隣の有料駐車場を利用いただくか、公共交通機関をご利用願います。

申・問 住宅金融支援機構東北支店営業推進グループ

☎ 022-227-5035（祝日を除く月曜から金曜9:00～17:00） 宮城県仙台市青葉区片平1丁目3-18

電話での融資の相談 住宅金融支援機構お客様コールセンター（災害専用ダイヤル） ☎ 0120-086-353

※IP電話などご利用いただけない場合は、☎ 048-615-0420にお掛けください。

※電話相談は、土曜、日曜日にも実施します。（受付時間：9:00～17:00）

石巻市中小企業融資制度(災害関連枠)のご案内

市では、震災の影響により直接的および間接的に被害を受けた市内の中小企業者の皆さんに、融資のあっせんを行っています。（間接融資）

融資対象者

- ・市内に居住し、かつ、市内で事業を営んでいる方
- ・市税（市県民税・固定資産税・軽自動車税）および国民健康保険税を完納し、事業内容が堅実な方
- ・現在小企業小口融資を借り入れ中でない方
- ・保証協会の代位弁済や金融機関からの取引停止を受けていない方
- ・震災の影響により、市長から経営の安定に支障が生じていることについての認定を受けている方（間接被害）。または、被災証明書の交付を受けている方（直接被害）

融資条件

- (1)資金用途 運転資金および設備資金
- (2)貸付限度額 1企業500万円以内
- (3)償還期間 10年以内（据置2年以内）
- (4)貸付利率 1.5%
- (5)連帯保証人 法人の場合は、当該法人の代表者個人（個人の場合は、原則として不要）
- (6)信用保証 宮城県信用保証協会の所定による信用保証を受ける必要があります。
 - ・保証料の50%を市が補給します。
 - ・直接被害に限り利子の100%を市が3年間補給します。（延滞金を除く）

取扱金融機関

七十七銀行、仙台銀行、石巻信用金庫、石巻商工信用組合、東北銀行、岩手銀行、北日本銀行の各支店

問 商工観光課（内線3524）・宮城県信用保証協会石巻支店 ☎ 22-4178・各取扱金融機関

平成23年度石巻市社会福祉協議会会費の減免等

震災のため、平成23年度の会費納入については、全額減免することといたしました。

また、本会が事務局を担当している福祉団体の事業については、大変ご迷惑をおかけしますが、事業を凍結することとしましたのでお知らせします。

問 石巻市社会福祉協議会 ☎ 96-5290

弁護士無料法律相談(仙台弁護士会)

と き 7月29日（金）までの平日（土日・祝日除く）
午前10時～午後3時

と ころ 市役所2階 相談室A

※予約制ではないため長時間お待ちいただく場合があります。

問 市民相談センター ☎ 23-5040
秘書広報課（内線4023）

石巻市役所 〒986-8501 宮城県石巻市穀町14-1 ☎ 0225-95-1111 fax 0225-22-4995

ホームページ <http://www.city.ishinomaki.lg.jp/>

次回発行は8月1日の予定です。

編集／発行 石巻市企画部秘書広報課（内線4025）

印刷／榎松弘堂